

「外国政府等における重要な公的地位」について

お申し込み時に以下に該当するお客さまは、誠に恐れ入りますがお申し込みを承ることができませんので予めご了承ください。ご来店によるお申し込みをお願いいたします。なお、お取引開始後に該当することとなった場合にも速やかに当行にお申し出ください。

以下の外国政府等における重要な公的地位にある方（または過去にその地位にあった方）及びその家族（配偶者、父母、子及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母及び子）に該当する方

＜外国政府等における重要な公的地位＞

国家元首

わが国における内閣総理大臣、国務大臣、副大臣、衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職

わが国における最高裁判所の裁判官に相当する職

わが国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職

わが国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職

中央銀行の役員

予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員